

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する
法律施行令案に関する御意見の募集について

令和8年8月25日

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する
法律施行令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和8年8月25日（火）～令和8年9月24日（木）（必着）

2. 御意見募集対象

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する
法律施行令案について（概要）

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律施行令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の
「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンを
クリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：shougaishien.hourei[atmark]cfa.go.jp

「こども家庭庁支援局障害児支援課企画法令係」宛て

※ スпамメール防止のため@を「[atmark]」としております。送信の際
には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願い
します。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、
（1）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、
ご協力の程よろしく願いいたします。

※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添
付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイ
クロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルに

より提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-6003 東京都千代田区霞ヶ関 3－2－5 霞が関ビルディング20階
こども家庭庁支援局障害児支援課企画法令係宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、法人の場合は、法人名、所在地及び連絡先を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。